

大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
1	目次 (略)	目次 (略)
2	はじめに (略) 「短期大学基準協会」は短期大学教育の水準の維持向上、短期大学の自己点検・評価による改善の支援等を目的として、平成6年4月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において設立が決議され、発足しました。平成17年1月には短期大学の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、短期大学の質的充実に努めてきました。令和2年3月には大学の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、同年4月から「一般財団法人大学・短期大学基準協会」として高等教育の質の一層の向上・充実に努めていくこととしました。	はじめに (略) 「短期大学基準協会」は短期大学教育の水準の維持向上、短期大学の自己点検・評価による改善の支援等を目的として、平成6年4月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において設立が決議され、発足しました。平成17年1月には認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、第2評価期間（～平成29年度）までに延べ618短期大学の評価を行い、短期大学の質的充実に努めてきました。この度、これまでの実績等を基に大学の認証評価を行い、高等教育の質の一層の向上・充実に努めていくこととしました。
3	1. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 (略)	1. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 (略)
4	2. 目的と基本方針 (略)	2. 目的と基本方針 (略)
5	3. 大学評価基準 大学評価基準は、大学の教育研究活動、組織運営、財務等の状況を多角的に評価し、大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この基準は、大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ <u>大学運営</u> とガバナンス」と定めています。4基準の下には、必要に応じてテーマ(A～D)を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる 事柄 を区分(1～6)として表しており、4基準の大きなくくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・	3. 大学評価基準 大学評価基準は、大学の教育研究活動、組織運営、財務等の状況を多角的に評価し、大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この基準は、大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ <u>リーダーシップ</u> とガバナンス」と定めています。4基準の下には、必要に応じてテーマ(A～D)を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる 事項 を区分(1～7)として表しており、4基準の大きなくくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点

大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を示していくものとしています。大学が自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証については、基準Ⅰに重点評価項目として設定しています。また、自己点検・評価報告書により、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況（レベルⅠ～Ⅳ）にあるか、「内部質保証ルーブリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようになっています。</p>	<p>検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を示していくものとしています。大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証については、基準Ⅰに重点評価項目として設定しています。また、自己点検・評価報告書により、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況（レベルⅠ～Ⅳ）にあるか、「内部質保証ルーブリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようになっています。</p>
6	<p>4. 認証評価の特色 (1)～(4) (略)</p>	<p>4. 認証評価の特色 (1)～(4) (略)</p>
7	<p>5. 認証評価の実施体制 (1)～(2) (略)</p>	<p>5. 認証評価の実施体制 (1)～(2) (略)</p>
8	<p>6. 認証評価の実施方法 (1)～(2) (略)</p>	<p>6. 認証評価の実施方法 (1)～(2) (略)</p>
9	<p>(3) 評価チームによる基準別評価 ①～② 略 ③ 評価チームは、訪問調査終了後、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。</p>	<p>(3) 評価チームによる基準別評価 ①～② 略 ③ 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。</p>
10	<p>(4) 評価委員会による機関別評価 ① (略) ② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。 i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。 ii 4基準に照らしてその<u>一つ以上に否</u>がある場合は、「不適格」とし</p>	<p>(4) 評価委員会による機関別評価 ① (略) ② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。 i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。 ii 4基準に照らしてその<u>一部又は全てが否</u>である場合は、「不適格」とし</p>

大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>ます。</p> <p>iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</p> <p>iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>	<p>とします。</p> <p>iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</p> <p>iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>
11	(5) ~ (7) (略)	(5) ~ (7) (略)
12	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 (略)	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 (略)
13	8. 認証評価結果の公表 (略)	8. 認証評価結果の公表 (略)
14	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価の申請は毎年度 1 回とし、評価を希望する大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では<u>申し込みのあった</u>大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、評価の実施が困難な場合には、申込み大学と調整します。</p> <p>③~④ (略)</p>	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価の申請は毎年度 1 回とし、評価を希望する大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では<u>申し込まれた</u>大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、評価の実施が困難な場合には、申込み大学と調整します。</p> <p>③~④ (略)</p>
15	10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い (略)	10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い (略)
16	11. 再評価 (略)	11. 再評価 (略)
17	12. 認証評価結果の再判定 (略)	12. 認証評価結果の再判定 (略)
18	13. 認証評価システムの改善 (略)	13. 認証評価システムの改善 (略)

大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
19	<p>14. 認証評価に係る手数料の額等 (略)</p>	<p>14. 認証評価に係る手数料の額等 (略)</p>
20	<p>15. 認証評価システムの公表の方法 (略)</p>	<p>15. 認証評価システムの公表の方法 (略)</p>
21	<p>おわりに <u>(削除)</u></p> <p>今後、我が国の大学は、自らの努力によって教育の質の一層の向上・充実を図っていかねばなりません。本協会の大学認証評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>	<p>おわりに</p> <p><u>本協会が大学認証評価を実施するに当たり、各大学が教育研究の質の確保・向上に資する内部質保証の体制の構築や継続的な運営等の充実が一層図られていくよう大学評価基準を作成しました。作成に当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。</u></p> <p>今後、我が国の大学は、自らの努力によって教育の質の一層の向上・充実を図っていかねばなりません。本協会の大学認証評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>